

## 倉敷市男女共同参画基本計画策定ワーキンググループ設置要領

### (目的及び設置)

第1条 倉敷市男女共同参画条例（平成12年条例第43号）第11条の規定により、倉敷市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するために、基本計画策定ワーキンググループ「以下「ワーキンググループ」という。」を設置する。

### (組織及び会議)

第2条 ワーキンググループは、別表に掲げる部署に所属する者をもって充てる。

2 ワーキンググループ長（以下「グループ長」という。）は、男女共同参画課長を充て、会議を召集する。

3 グループ長に事故があるときは、男女共同参画課課長補佐がその職務を代理する。

### (職務)

第3条 ワーキンググループは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 基本計画案の作成
- (2) 基本計画実施計画案の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 ワーキンググループの職務期間は、令和2年5月1日から令和3年3月31日までとする。

### (庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、男女共同参画課において処理する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

|  |
|--|
| 企画経営室、市民活動推進課、人事課、防災推進課、人権推進室、男女共同参画課、人権推進室、福祉援護課、子育て支援課、子ども相談センター、保育・幼稚園課、健康長寿課、健康づくり課、国際課、商工課、労働政策課、人権教育推進室、指導課、生涯学習課、 |
|--|